

2. 第76回国連総会(2021年)新アジェンダ決議



新アジェンダ連合は1998年に設立された国家連合であり、現在は核廃絶への取り組みをリードする6か国(文末の下線を参照)で構成される。核廃絶を求める日本の世論を日本政府よりも代弁していると言っても過言ではない。この決議への投票結果は第1章2(30頁)の表にある。

❖核兵器のない世界へ： 核軍縮に関する誓約の履行を加速する❖

A/RES/76/49
2021年12月6日

総会は、

1946年1月24日の決議1 (I)、2016年12月5日の71/54、2017年12月4日の72/39、2018年12月5日の73/70、2019年12月12日の74/46及び2020年12月7日の75/65を想起し、

1998年6月9日にダブリンで承認された新アジェンダ連合(NAC)の発足と軍縮のための新しいアジェンダの概要を述べた共同声明の23周年に留意し、

事務総長による軍縮アジェンダ「私たちの共通の未来を守る：軍縮のためのアジェンダ」を歓迎し、その実施の重要性を強調し、

及び核兵器がもたらす人類への危険に対して軍縮アジェンダが示した重大な懸念は、核軍縮・不拡散に関するすべての審議、決定、行動において共有されるべきであることを繰り返し表明し、

核兵器のいかなる使用によっても生じ得る壊滅的な人道上の結末に対する2010年NPT再検討会議による深い懸念の表明、及びすべての人にとってのより安全な世界を模索し、核兵器のない世界において平和と安全を実現するという同会議の決意を想起し、

2010年以降国際社会において生み出されてきた核兵器に関連して生じ得る壊滅的な人道上の結末と危険に対する新たな関心及び、これらの懸念が核軍縮の必要性和核兵器のない世界の実現・維持の緊急性の根拠となるべきであるという意識の高まりに満足をもって留意し、多国間の軍縮フォーラムにおける核兵器の人的影響に与えられた重要性に満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性をさらに高める核兵器爆発による壊滅的結果に対して理解と意識を高めることを目的とし、2013年3月4日及び5日にノルウェーが、2014年2月13日及び14日にメキシコが、そして2014年12月8日及び9日にオーストリアが主催し開催された核兵器の人的影響に関する会議でなされた議論を想起し、

国境をはるかに超えて到達し、また、持続可能な開発目標の達成を危うくするいかなる核兵器爆発からも生じる壊滅的結果について詳述した核兵器の人的影響に関する会議で提示されたものを含めた説得力のある証拠を強調し、核爆発の発生は事故、システム障害、または人為的ミスによるものも含まれるが、発生後の余波と発生時のリスクに対処する国家及び国際機関の能力が不足していることを強調し、

女性と少女に対する電離放射線被曝が男性と比べて極めて不均衡な影響をもたらすことに注目し、

2016年12月23日の71/258決議に基づき、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある条約について交渉するための国連会議において交渉、採択された2021年1月22日の核兵器禁止条約の発効を歓迎し、

2013年12月10日の決議68/32によって決定された9月26日を核兵器の全廃のための国際記念日として祝い、普及させることを歓迎し、

核軍縮・不拡散教育の重要性を強調し、

核軍縮と核不拡散は双方において緊急で不可逆的なプロセスを必要とする相互強化プロセスであることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった1995年NPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条下での誓約に従い、核廃絶に繋がるよう、保有している核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、

透明性、検証可能性、及び不可逆性が核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、また、全てのNPT参加国が、条約の義務履行と関連したこれらの基本原則を適用すると誓約したことを再確認し、

包括的核実験禁止条約の署名開放25周年ならびに核軍縮・不拡散に関する目標に向けて前進するために包括的核実験禁止条約発効が引き続き極めて重要であることを想起し、

核兵器完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の絶対的保証であること、及び核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、世界及び地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献すると確信を再確認するとともに、非核兵器地帯とモンゴルを設立する条約の締約国と署名国の会議を歓迎し、

既存のすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き真の前進を続けるよう、とりわけ、既存の条約及び関連議定書の批准ならびに非核兵器地帯を設立する条約の目標と目的に反する留保や解釈宣言の撤回または改訂を各国に要請し、

当該地域の関係国間で自由意思により結ばれた取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため2010年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を創設するために協調した国際的な取り組みが続いて行われることへの期待を再確認し、この文脈において、中東に関する1995年決議の完全なる履行のための実践的な措置に関し、2010年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関し2015年NPT再検討会議において合意に達しなかったことに失望し、

当該地域の国々の自由意思により結ばれた取り決めに基づき、また成功のうちに開催された2019年の非核兵器地帯の設立に関する会議の第1セッションの結果に奨励され、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に関する条約の具体化を目的とした会議の開催を事務総長に委任する2018年12月22日の73/546決定を想起し、

過去25年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国籍間の核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015年NPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃し、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、この失敗がNPTに与える影響及びその3本柱間のバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係において緊張が高まっており、いくつかの国の安全保障ドクトリンでは核兵器により高い重要性が与えられ、大規模な核兵器近代化計画が進行中であり、これらすべてが核軍縮と不拡散体制を侵食していることに深刻な懸念をもって留意し、

コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックのために2020年NPT再検討会議を延期せざるを得なかったことに遺憾の意をもって留意し、2020年NPT再検討会議において実質的な成果をもたらす建設的・包括的な会議を成功させることの重要性を強調し、この点において全ての加盟国が一層努力を行うことを促し、2020年再検討会議がNPTの強化及び完全な履行と普遍化の達成に向けた前進に寄与し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議でなされた約束及び合意された行動の履行状況を監視することを確実にすることが極めて重要であることを強調し、

ロシアと米国が、新START条約（新戦略兵器削減条約）の2026年2月4日までの5年間の延長に同意したことを歓迎し、保有核兵器の一層の削減を達成するために、2000年と2010年のNPT再検討会議が、両国に対してその後の措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調する一方で、この点に関して、両国に対し、できるだけ早く後継条約に関する交渉を妥結するよう要請し、

最近行われた「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という歴史的原則の再確認を歓迎し、

一方的、あるいは二国間及び地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPTの各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPT下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。
2. また、2010年NPT再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。
3. 核兵器の人的影響に関する会議において示された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を実施するうえで、核軍縮に根拠を与える人道上の責務と核軍縮実現の緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。
4. すべてのNPT加盟国がNPT第6条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることがを求める。
5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域及び多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。
6. 核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を確実にすることを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を緩和するよう要請する。
7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上及び安全保障上の概念、ドクトリン及び政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。
8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。
9. NPT加盟国が、核兵器国が核兵器の開発及び質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認めたことを強調するとともに

に、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. 核兵器国が核軍縮の誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11. これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、各核兵器国により軍事目的上不要であると指定されたすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置をすべての核兵器国が講じることを奨励するとともに、IAEAの枠組みのもとで、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12. すべてのNPT加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である1995年NPT再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、1995年の中東に関する決議はそれが完全に履行されるまで有効であり、同決議に述べられている中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスを含め、2015年NPT再検討会議において実質的な成果が何もなくあったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

13. 1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを旨とし、同決議が定めるように同地帯の設置に関する会議の開催を支援することなどを通じて、最大限の努力をするよう要請する。

14. 核軍縮と核不拡散を達成するためのNPTの基本的な役割を強調し、日程が変更されたNPT再検討会議に期待する。

15. すべての加盟国に対して、NPTの普遍化を実現するためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。

16. 平和的で、完全で、検証可能な、不可逆的な手段による朝鮮半島の非核化実現に向けて、朝鮮民主主義人民共和国が約束を果たし、すべての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期にNPTに復帰し、国際原子力機関の安全保障措置協定を遵守することを要請し、全ての当事国が参加する首脳会議の開催を含めた外交的な努力を歓迎し、目的達成のための継続的な対話を奨励する。

17. すべての加盟国に対して、多国間の枠組みの中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的軍縮機関内部の障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく開始することを促す。

18. すべてのNPT加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された同条約の義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。

19. また、すべてのNPT加盟国に対して、NPT及びその再検討プロセスの健全さを確保するために、第6条の義務の履行を危機感を持って前進させることを要請する。

20. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期

的に監視できるような形で、核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。

21. また、核兵器国に対し、2020年NPT 再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と約束の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。

22. NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやタイムライン及びそれに類似した規準といった手段を通じて、核軍縮に関する義務及び約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。

23. 加盟国に対し、国連総会決議1 (I) 及びNPT第6条の精神と目的をふまえて、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を遅滞なく誠実に継続することを促す。

24. 加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この点において、2021年1月22日の核兵器禁止条約の発効を歓迎する。

25. 軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための措置をとることを勧告する。

26. 全ての加盟国に対し、核兵器の維持管理、開発、近代化につぎこまれる膨大な資源について十分検討し、これらの資源が持続可能な開発目標が描くような、より良い未来の追求のためにより良く利用することができるか十分に考慮することを求める。

27. 第77回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現在の決議の履行状況を調査することを決定する。

共同提案国：オーストリア、ブラジル、コスタリカ、エジプト、アイルランド、キリバス、レソト、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ（下線が新アジェンダ連合のメンバー国）

追加の共同提案国：赤道ギニア、エスワティニ、ガーナ、リヒテンシュタイン、ナミビア、ナイジェリア、パラオ、タイ、ザンビア

出典：国連HP
<https://undocs.org/A/RES/76/49>
アクセス日：2022年3月9日